

短期大学認証評価の概要と 短期大学基準について

公益財団法人大学基準協会

2019（令和元）年度短期大学認証評価実務説明会

2019（令和元）年5月27日（月）

1. 短期大学認証評価の概要

- 社会に対する教育研究活動の**質保証**
- 教育の**改善・向上**の継続的な支援
- 短期大学の社会に対する**説明責任の履行**支援

- **内部質保証システムの有効性に着目した評価**

全学的観点からの評価、**学習成果**

- **自己改善機能を重視した評価**

自己点検・評価を基礎とし、かつ認証評価を通じて**短期大学自身が改善・向上に取り組むことにつながる**ような評価

- **理念・目的の実現に向けた取り組みを重視する評価**

教育活動の充実・向上につながる評価

- **継続的な改善・向上を支援する評価**

認証評価後も適切に**フォローアップ**

- **特色ある取り組みをエンカレッジ**

特色ある優れた取り組みを評価し、その伸長に貢献

- **ピア・レビューを重視する評価**

短期大学の教職員を中心として教育研究活動等に対する経験と理解に
立って評価

内部質保証 = 全学的な取り組み



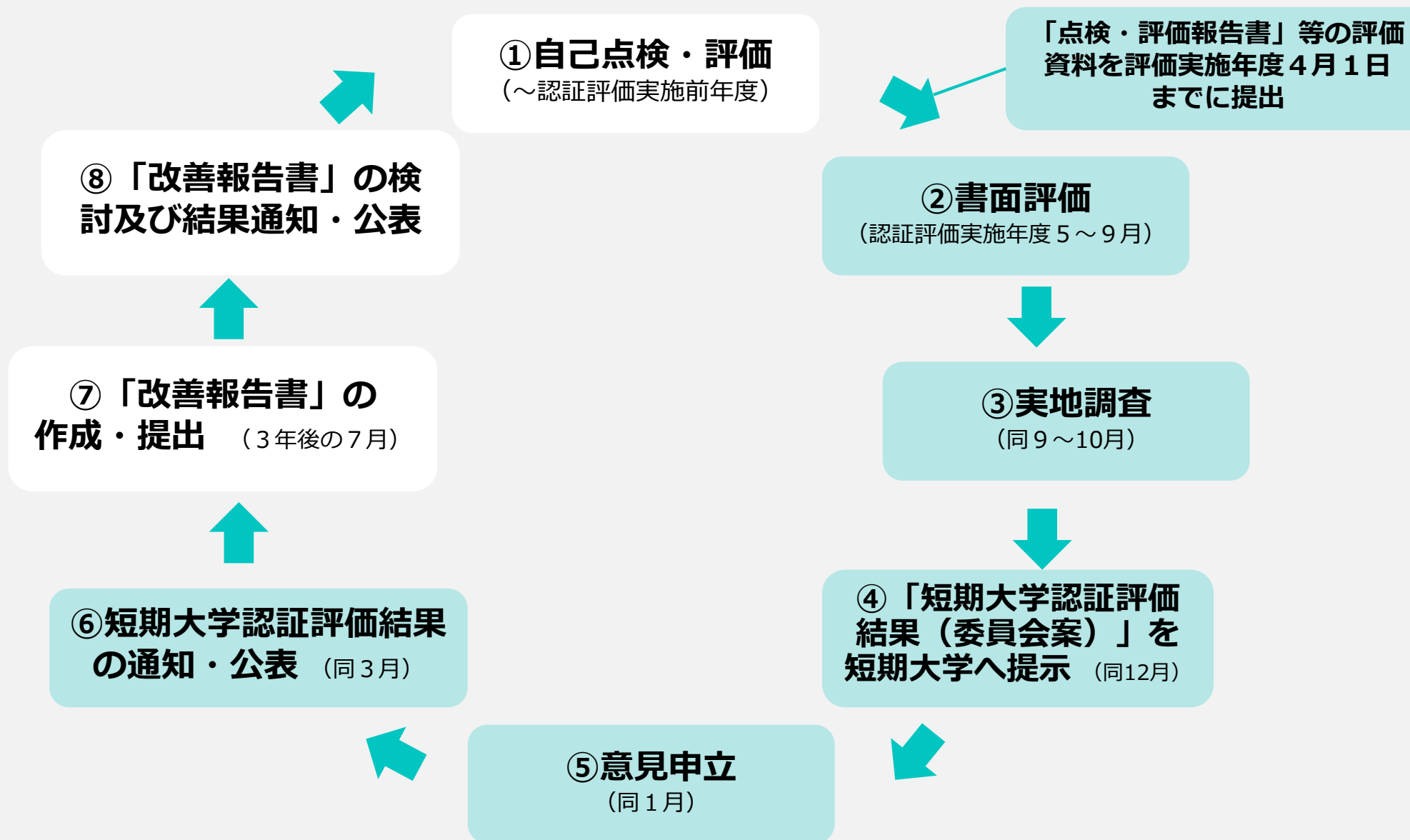
個々の細分化された視点に立つのみ



自己点検・評価も、評価者による評価も、常に全体を視野に入れる「**全学的観点**」が重要



これまでは、学科・専攻科ごとの自己点検・評価を柱建てして点検・評価報告書に記述し、評価者もそれによって評価していた。



2. 短期大学基準について

－ 主要概念を中心に－

● 構成

- ・ 大綱的な「基準」とその具体を示した「解説」で構成
- ・ 1～10基準で構成

● 基準に付随する各種のツール

短期大学による自己点検・評価

大学基準協会による評価

点検・評価項目

基準に沿って短期大学が自己点検・評価／評価者が評価する際の枠組み

評価の視点

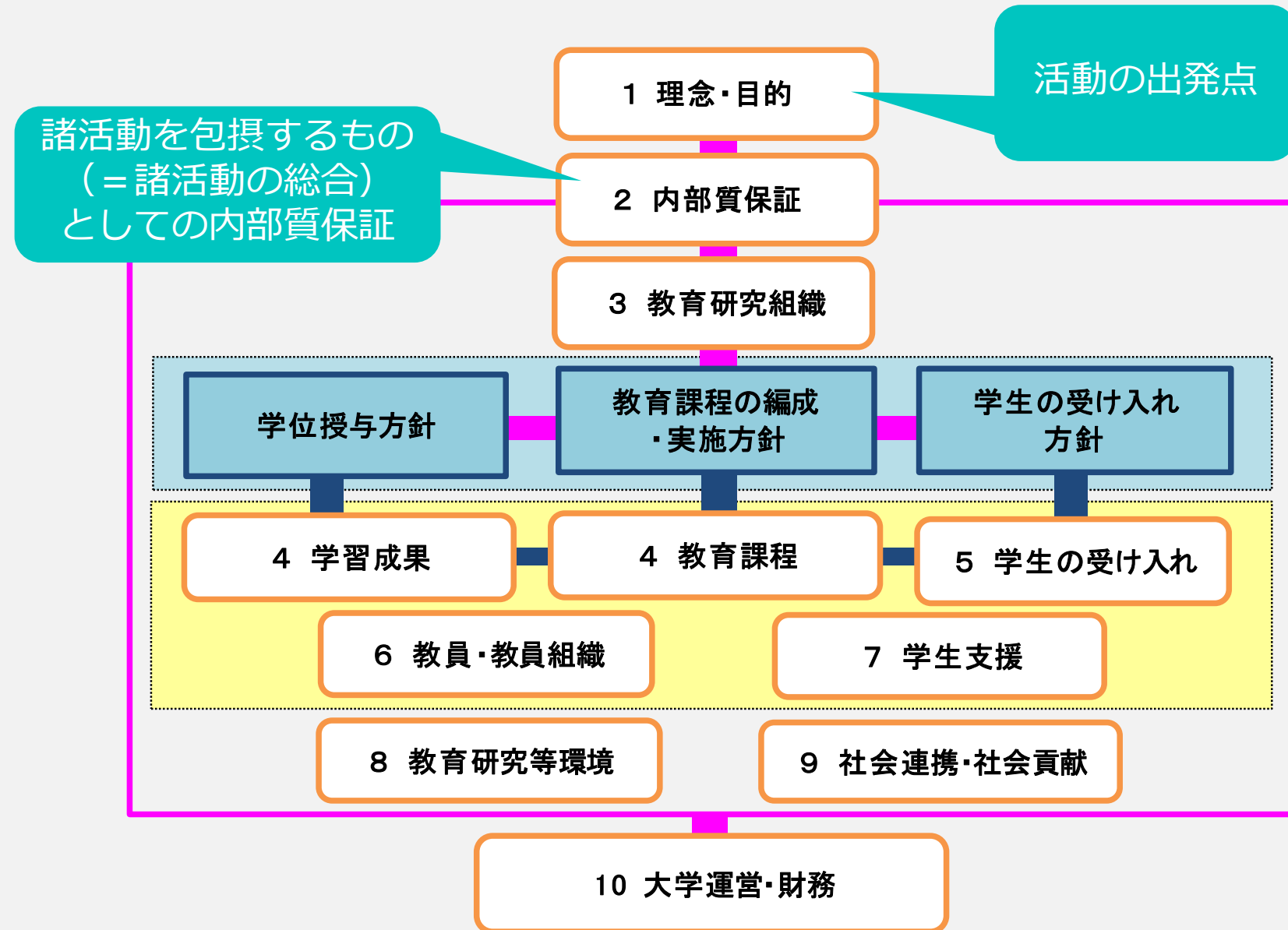
自己点検・評価する際に設定する
より具体的な視点

評価者の観点

点検・評価項目によりながら認証評価
を行っていくためのもの

基礎要件に係る評価の指針

判定及び判定保留の基準の運用指針



基準 1 理念・目的

理念に基づく教育研究上の目的や中・長期計画等の設定

基準 2 内部質保証

内部質保証システムの構築と恒常的・継続的なその運用

基準 3 教育研究組織

学科等の教育研究組織の整備

基準 4 教育課程・学習成果

D P、C Pの設定とそれに基づく教育活動の展開、学習成果の把握・評価と、その結果の改善・向上活動等での活用

基準 5 学生の受け入れ

A P の設定とこれに沿った公正な学生の受け入れ、定員管理

基準 6 教員・教員組織

教員組織の整備、教員の任用とその資質向上（F D）

基準 7 学生支援

修学支援、生活支援、進路支援支援等の実施

基準 8 教育研究等環境

施設・設備の整備と管理、図書館、教員の教育研究活動に対する
人的・物的支援、研究倫理

基準 9 社会連携・社会貢献

社会との連携、教育研究成果の還元による社会貢献

基準 10 大学運営・財務

明文化された規程に基づく大学運営、事務組織の設置と機能、
大学運営に関する教職員の資質向上（SD）、監査
財務基盤の確立と運用

● 方針設定から改善・向上に至る展開

基準 4 解説 (抄)

方針

短期大学は、…授与する学位ごとに、…**学位授与方針**を定め、公表しなければならない。
また、…**教育課程の編成・実施方針**を定め、公表しなければならない。

取り組み

短期大学は、…教育課程の編成・実施方針に基づいて**授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成**しなければならない。…

短期大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、**効果的に教育を行うための様々な措置**を講じなければならない。…

短期大学は、…厳格かつ適正な**成績評価**及び**単位認定**を経て、適切な責任体制及び手続によって**学位授与**を行わなければならない。

短期大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の**学習成果**を学生が修得したかどうかを**把握し、評価**することが必要である。…

点検・ 評価 改善・ 向上

短期大学は、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に**点検・評価**し、その結果を**改善・向上**に結びつける必要がある。

短期大学基準をよりよく理解するための主要概念は何か？

→ ここでは、以下の3つを取り上げて説明

内部質保証

学習成果

全学的観点

内部質保証の定義

短期大学教育の質を保証する第一義的責任は短期大学自身にある。短期大学は、その理念・目的の実現に向けて、内部質保証システムを構築し十全に機能させ、恒常的・継続的に短期大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。

全学内部質保証推進組織・方針及び手続の設定

内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、短期大学は、その理念・目的等に照らして、短期大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織（以下、「全学内部質保証推進組織」という。）を整備するとともに、内部質保証のための全学的な方針及び手続（以下、「内部質保証の方針及び手続」という。）を明示しなければならない。短期大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学科、専攻科その他の組織との関係、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。

内部質保証の機能性の向上

一教育活動の展開、その検証と改善

内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するためには、その理念・目的の実現に向けて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学的な基本方針を定めた上で、原則として、授与する学位ごとに上記3つの方針を策定しなければならない。そして、それら3つの方針に基づき教育活動を展開するとともに、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を恒常的・継続的に行うことが必要である。全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。

内部質保証 の機能性の 向上

—自己点検・ 評価

教育活動の有効性を検証し必要な改善・向上を図るために、内部質保証の方針及び手続に基づき、学科、専攻科その他の組織は、短期大学の理念・目的並びに3つの方針及びその他の方針に照らしながら、定期的に自己点検・評価を実施しなければならない。その際、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることが必要である。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、その対応を検討しなければならない。こうした学科、専攻科その他の組織が実施した自己点検・評価については、明確な行動計画を伴った教育の改善・向上に連動しなければならない。そのために、**全学内部質保証推進組織は、短期大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学科、専攻科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。**

情報 公表

短期大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、刊行物、インターネットその他の周知方法を通じて積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

内部質 保証シ ステム の検証 と改善

短期大学は、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。

・・・内部質保証のための全学的な方針及び手続（以下、「内部質保証の方針及び手続」という。）を明示しなければならない。短期大学は、この内部質保証の方針及び手続に、内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方、全学内部質保証推進組織の権限と役割、全学内部質保証推進組織と学科、専攻科その他の組織との関係、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定める必要がある。

基準 2 解説 第 2 段落

- 内部質保証は全学的な活動
＝ 特定の者だけが考えを持ち、取り組むべきものでない。



基本的な考え方や学内の役割関係などを明確にし、共有することが重要

● 方針及び手続の具体的な内容例

内部質保証に関する基本的な考え方

全学内部質保証推進組織の権限と役割

全学内部質保証推進組織と学科・専攻科その他の組織との役割分担

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針 等

⇒ それぞれの規模、特性等を考慮し、各短期大学が考える必要あり。

内部質保証に関わる学内の様々な取り組みが円滑に進むよう、短期大学は、その理念・目的等に照らして、**短期大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織**（以下、「**全学内部質保証推進組織**」という。）を整備する・・・

全学内部質保証推進組織は、3つの方針が全学的な基本方針に沿って策定され、また3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を行う役割を担わなければならない。

全学内部質保証推進組織は、短期大学全体の取り組み状況を常に把握しながら、学科、専攻科その他の組織に対し必要な指示を与え調整を図るなど、学内の取り組みを促進させる中心的役割を担うことが必要である。

基準2解説 第2～第4段落

● 役割

学科等の教育活動の一連のプロセスが適切に展開するよう、必要な運営等を実施
学科等が教育活動を定期的に検証し、改善できるよう支援

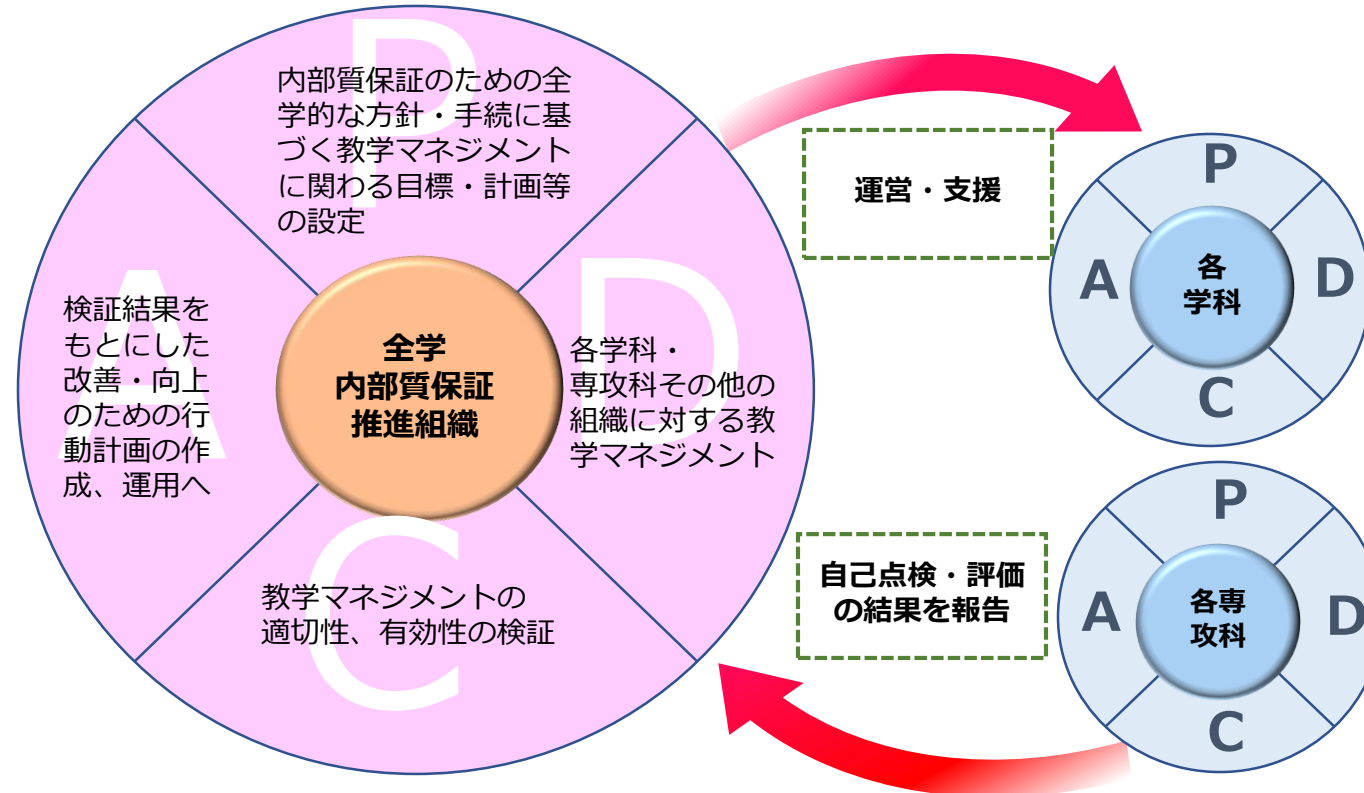
= 単に自己点検・評価を実施するためだけの組織でない。

➤ 組織を新設しなければならない？

← 必ずしもそうでない。その役割を担うに十分であれば既存の組織が担うかたちでよい。

➤ 併設大学と合同ではだめ？

← 必ずしもそうでない。短期大学の特性、独自性への十分な配慮、短期大学の主体性の尊重がなされ、また、短期大学の内部質保証システムが有効に機能する結果につながりえるならば、組織のかたちは問わない。



- 【P】 3つの方針に基づく教育の企画・設計
- 【D】 教育活動の展開
- 【C】 教育の有効性の検証（自己点検・評価）
- 【A】 検証結果を踏まえた改善・向上

全学内部質保証推進組織を中心とした
内部質保証システムのイメージ

短期大学は、…授与する学位ごとに、…**学位授与方針を定め**、公表しなければならない。

また、…**教育課程の編成・実施方針を定め**、公表しなければならない。

短期大学は、…教育課程の編成・実施方針に基づいて**授業科目を適切に開設**し、**教育課程を体系的に編成**しなければならない。…

短期大学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業内外における学生の学習を活性化し、**効果的に教育を行うための様々な措置**を講じなければならない。…

短期大学は、…厳格かつ適正な**成績評価**及び**単位認定**を経て、適切な責任体制及び手続によって**学位授与**を行わなければならない。

短期大学は、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の**学習成果**を学生が修得したかどうかを**把握し**、**評価**することが必要である。…

短期大学は、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に**点検・評価**し、その結果を**改善・向上**に結びつける必要がある。

基準 4 解説 (抄)

➤ 成果を上げているか否かが厳しく問われる？

← そうでない。

「学生に何を修得させるか」を考えの中心に置き、教育活動に取り組むことの重要性を意味。

基準 4 は、学習成果の設定から始まるプロセスを一連の流れで規定

● 具体的には…

- ✓ DP、CPの明確化、学習成果を主軸とした学位プログラムの体系化
- ✓ 効果的な教育方法の展開、学習支援の実施
- ✓ 教育システム、プロセスの定期的な検証と改善
(学習成果の把握・評価と、その結果の活用を含む)

把握・評価の方法と、設定した学習成果との関係性に留意

全学的観点 =

- ・ 個々の学科等を包括するような観点
- ・ 全学内部質保証推進組織の機能、短期大学執行部の責任を重視する観点

→ 短期大学基準では…

短期大学は、その理念・目的を実現するために、…学位授与方針を定め、…しなければならない。

…

短期大学は、…教育課程を体系的に編成しなければならない。

基準 4 解説 (抄)

「短期大学」を主語とする文が、短期大学基準の基調
= 組織としての短期大学の責任を表現。

→ 点検・評価項目、評価の視点（例）では…

点検・評価項目	評価の視点
③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）

基準 4 解説 （抄）

この部分の自己点検・評価は、各学科・専攻科がそれぞれ行うだけでなく、それを踏まえて全学的な観点から全体をとらえ返す手続きが必要。また、各学科・専攻科が適切に教育課程を編成できるように短期大学としてとった全学的支援等まで対象にすることが必要。

- 質問は随時受け付けております。
 - 本日の説明、その他内部質保証や短期大学認証評価一般に関わること：
 - 評価研究部 企画・調査研究課
 - Tel 03-6228-1315
 - E-mail kikaku@juaa.or.jp

大学基準協会ウェブサイト <http://www.juaa.or.jp>